

令和3年度

最低賃金改定に伴う中小企業支援施策（官公需、価格決定方法
適正化等）に関する調査事業

調査報告書

「1. 最低賃金の改定が官公需における中小企業者に与える影響等に関する調査」部分の抜粋

令和4年2月

株式会社東京商工リサーチ

目 次

I. 調査概要	2
1. 最低賃金の改定が官公需における中小企業者に与える影響等に関する調査	3
2. 最低賃金改定等を踏まえた価格交渉月間に関するフォローアップ調査	5
II. 調査結果	7
1-1. 国等の官公需契約の受注者に対するアンケート調査	8
1-2. 都道府県の官公需契約の受注者に対するアンケート調査	12
1-3. 官公需契約の受注者に対するヒアリング調査結果	16
2-1. 価格交渉促進月間に関するフォローアップ調査（アンケート結果）	19
2-2. 価格交渉促進月間に関するフォローアップ調査（ヒアリング調査結果）	57

I . 調查概要

1. 最低賃金の改定が官公需における中小企業者に与える影響等に関する調査

(1) 目的

中小企業庁は、官公需契約における最低賃金分の適正な価格転嫁の徹底に取り組んでおり、その一環として「国等の官公需契約の受注者に対するアンケート調査」および「都道府県の官公需契約の受注者に対するアンケート調査」を実施。国等および都道府県の官公需契約最低賃金の改定が契約金額に影響があった個別事例及びその影響が及ぶ業界や契約の種類等に関する実態を把握することで、今後の官公需に関わる中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた施策の在り方について検討するための基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査概要

①国等の官公需契約の受注者に対するアンケート調査

調査期間 : 2021年10月～2021年11月
調査対象 : 国等の官公需契約受注事業者 15,000社
調査方法 : 調査依頼ハガキを発送しインターネットにて回答
回答数 : 8,175件 (54.5%)

②都道府県の官公需契約の受注者に対するアンケート調査

調査期間 : 2021年11月～2021年12月
調査対象 : 国等の官公需契約受注事業者 5,000社
調査方法 : 調査依頼ハガキを発送しインターネットにて回答
回答数 : 2,596件 (51.9%)

(3) 調査項目

- 問1 令和3年10月の最低賃金額の引き上げの決定を受け、発注者から契約金額の見直しが必要か否かの確認があったか
- 問2 発注側との契約において、従事する従業員等の中に最低賃金又は最低賃金に近い金額で雇用している従業員等がいるか
- 問3 契約金額の見直しの申し入れを行ったか
- 問4 契約金額の見直しの申し入れに対し、発注者は応じてくれたか
- 問5 価格見直しの協議の結果、契約金額は増額変更されたか
- 問6 契約金額を増額変更されなかったことに対し、発注者から合理的な理由について説明があったと受け止めているか
- 問7 契約金額の変更の協議を申し出ない理由

※調査項目は①、②共通

(4) 業種区分

本報告書上における業種区分は下表のとおり。

本報告書における業種区分	日本標準産業分類 大分類
建設業	建設業
製造業	製造業
情報通信業	情報通信業
卸売業、小売業	卸売業、小売業
サービス業	学術研究、専門・技術サービス業
	宿泊業、飲食サービス業
	生活関連サービス業、娯楽業
	教育、学習支援業
	医療、福祉
	複合サービス事業
	サービス業(他に分類されないもの)
その他	農業、林業
	漁業
	鉱業、採石業、砂利採取業
	電気・ガス・熱供給・水道業
	運輸業、郵便業
	金融業、保険業
	不動産業、物品賃貸業
	公務(他に分類されるものを除く)
分類不能の産業	

(5) ヒアリング調査

アンケート調査の回答企業に対し、個別ヒアリングを通じた事例収集を実施。

調査対象：下記の条件に該当する企業 計 15 社

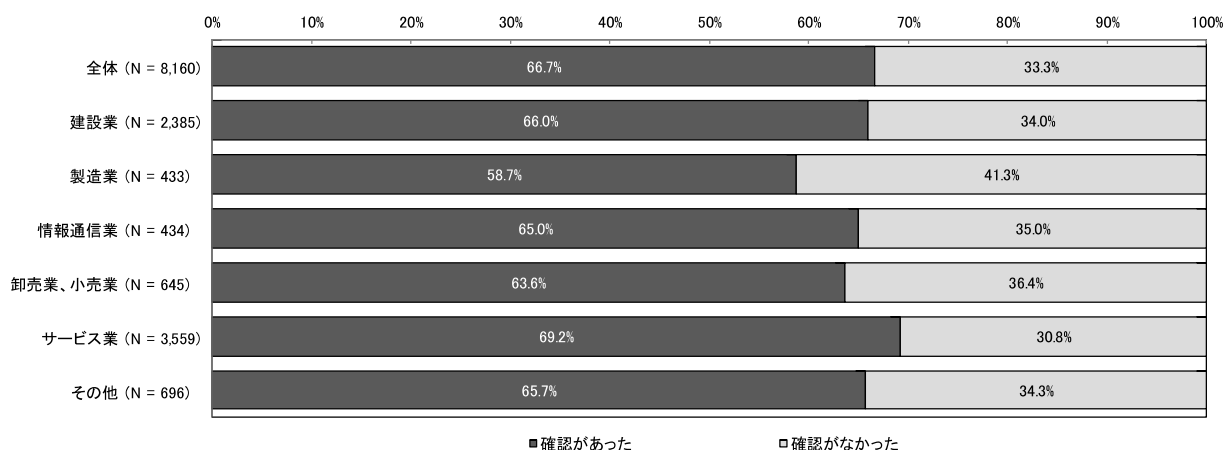
- 条件① 発注者から契約金額の見直しが必要かの確認があり、契約金額見直しの申入れを行ったが、発注者が協議に応じなかったと回答した受注者。
- 条件② 発注者から契約金額の見直しが必要かの確認があり契約金額見直しの申入れを行ったところ協議が行われ、結果として契約金額が増額変更となったと回答した受注者。
- 条件③ 発注者から契約金額の見直しが必要かの確認があり、契約金額見直しの申入れを行ったところ協議は行われ、結果として契約金額は増額変更とはならなかったが、発注者から合理的な理由の説明があったと回答した受注者。

II. 調查結果

1-1. 国等の官公需契約の受注者に対するアンケート調査

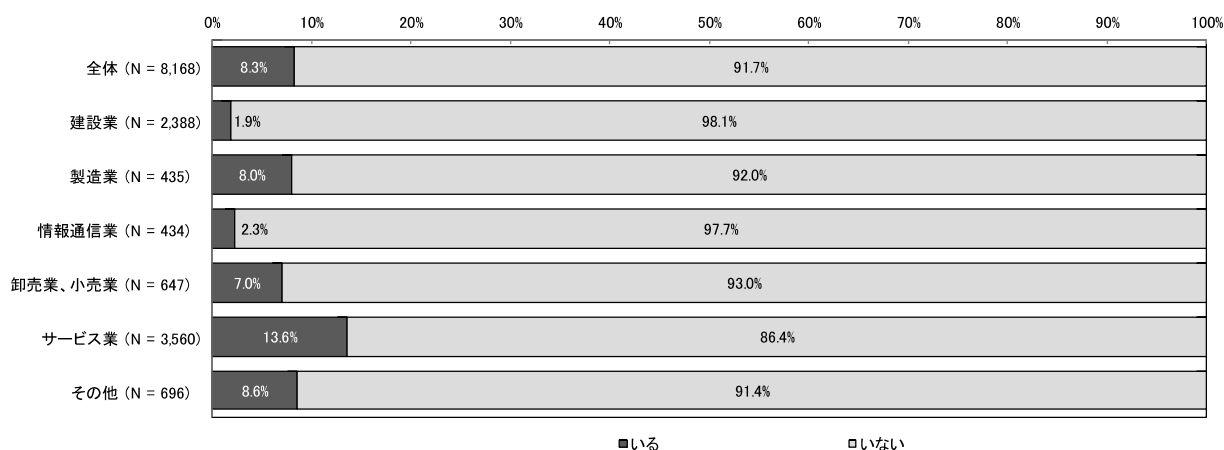
問1. 調査対象の契約について、令和3年10月の最低賃金額の引き上げの決定を受けて、発注者である国等から契約金額の見直しが必要かどうかについての確認がありましたか。

「確認があった」が6割半ばを占めている。また、業種別に見ると、すべての業種において「確認があった」が高く、5～6割台となっている。



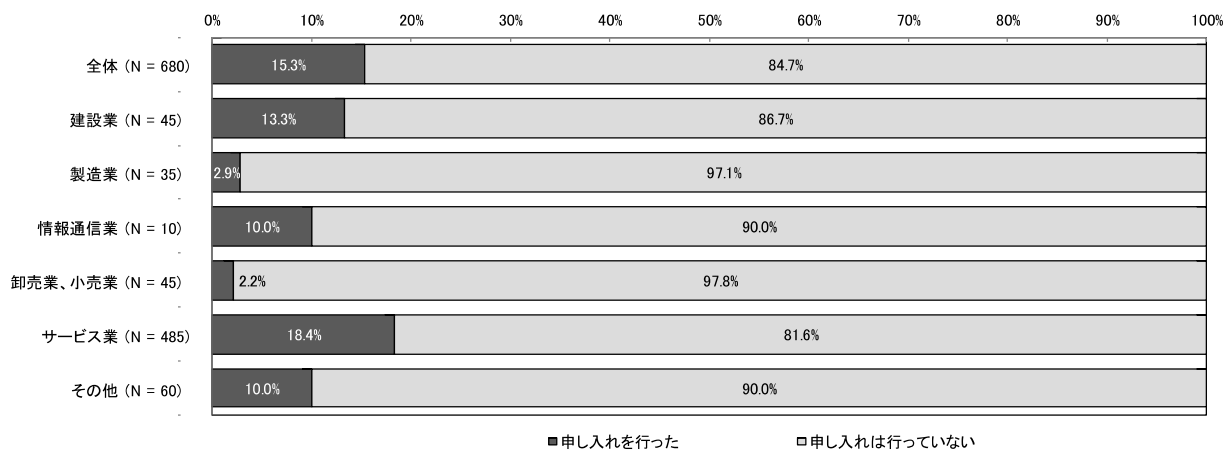
問2. 調査対象の契約について、国等との契約において従事する従業員等の中に、最低賃金又は最低賃金に近い金額で雇用している従業員等はいますか。

「いない」が9割以上を占めている。また、業種別に見ると、すべての業種において「いない」が高く、8～9割台となっている。「いる」では「サービス業」が他の業種に比べて高くなっている。



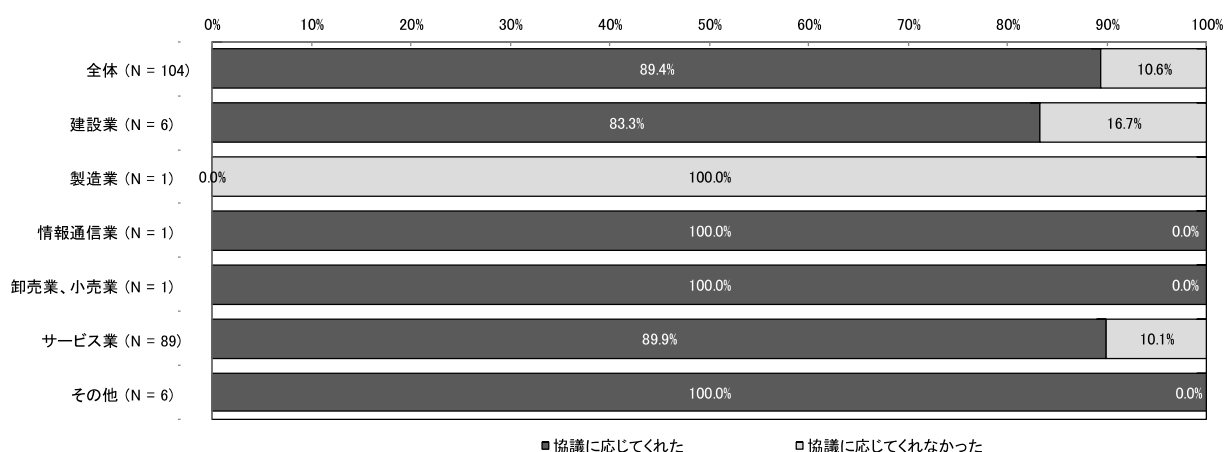
問3. 調査対象の契約について、国等に対し、契約金額の見直しの申し入れを行いましたか。

「申し入れを行っていない」が8割半ばを占めた。また、業種別に見ると、すべての業種において「申し入れは行っていない」が高く、8~9割台となっている。「申し入れを行った」では「サービス業」が他の業種に比べて高くなっている。



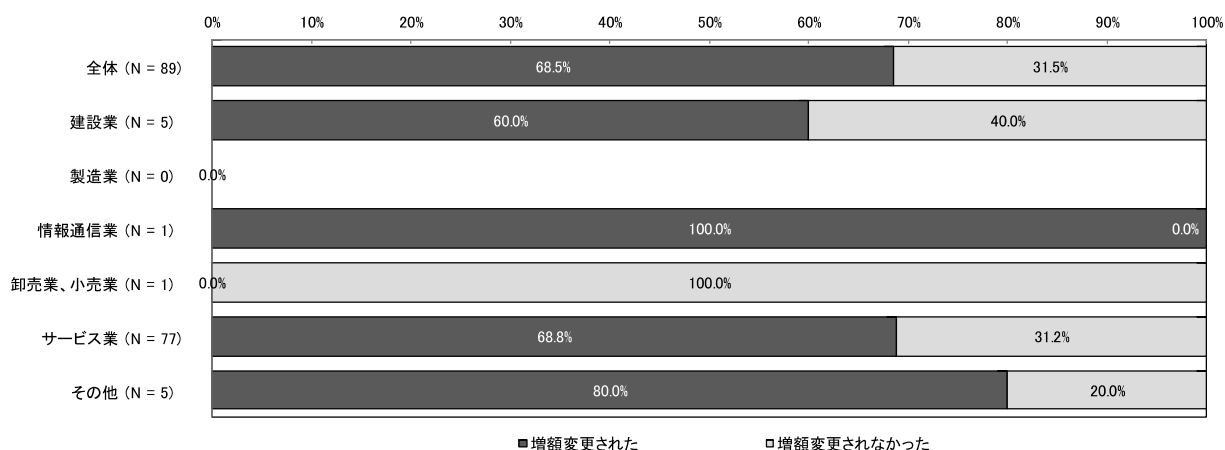
問4. 調査対象の契約について、貴社からの契約金額の見直しの申し入れに対し、国等は協議に応じてくれましたか。

「協議に応じてくれた」が9割を占めている。また、業種別でも「サービス業」では、「協議に応じてくれた」が9割と高くなっている。他の業種については、サンプル数が少ないため、下図は参考とされたい。



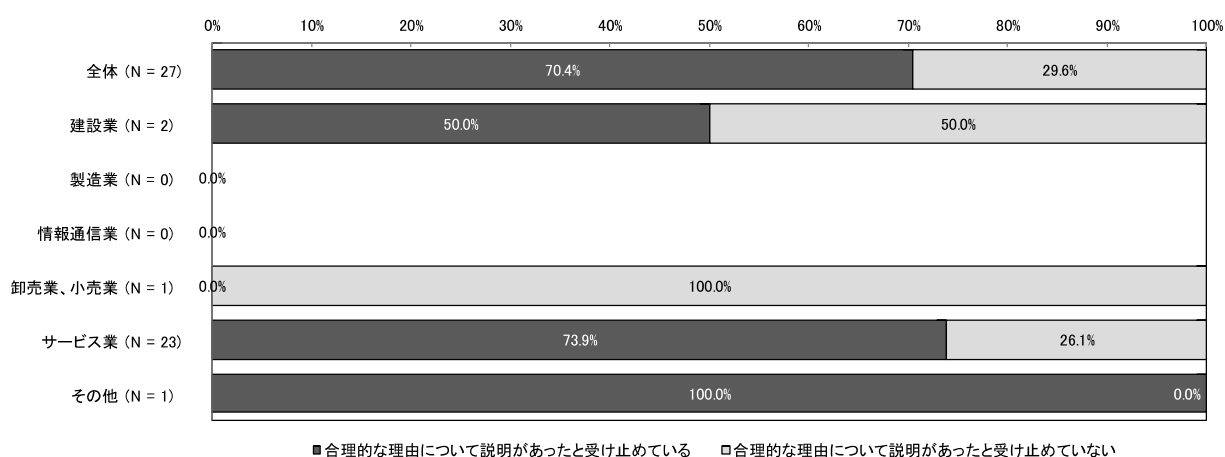
問5. 調査対象の契約について、価格見直しの協議の結果、契約金額は増額変更されましたか。

「増額変更された」が7割を占めている。また、業種別でも「サービス業」では「増額変更された」が7割を占めている。他の業種については、サンプル数が少ないため、下図は参考とされたい。



問6. 調査対象の契約について、契約金額を増額変更されなかったことに対し、国等から合理的な理由について説明があったと受け止めましたか。

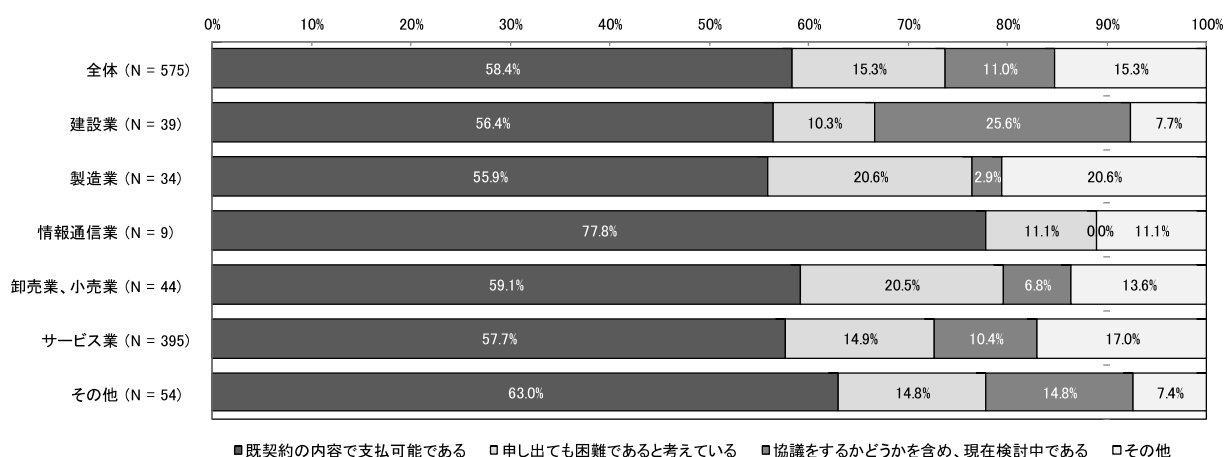
「合理的な理由について説明があったと受け止めている」が7割を占めている。また、業種別に見ると、「サービス業」では「合理的な理由について説明があったと受け止めている」が7割半ばを占めている。他の業種については、サンプル数が少ないため、下図は参考とされたい。



問7. 調査対象の契約について、国等に対し、契約金額の変更の協議を申し出ない理由についてお答えください。

「既契約の内容で支払可能である」が最も高くなっており、6割を閉めている。また、業種別に見ると、すべての業種において「既契約の内容で支払可能である」が最も高くなっており、5～7割台となっている。「協議をするかどうかを含め、現在検討中である」では「建設業」が2割半ばと他の業種に比べて高くなっている。

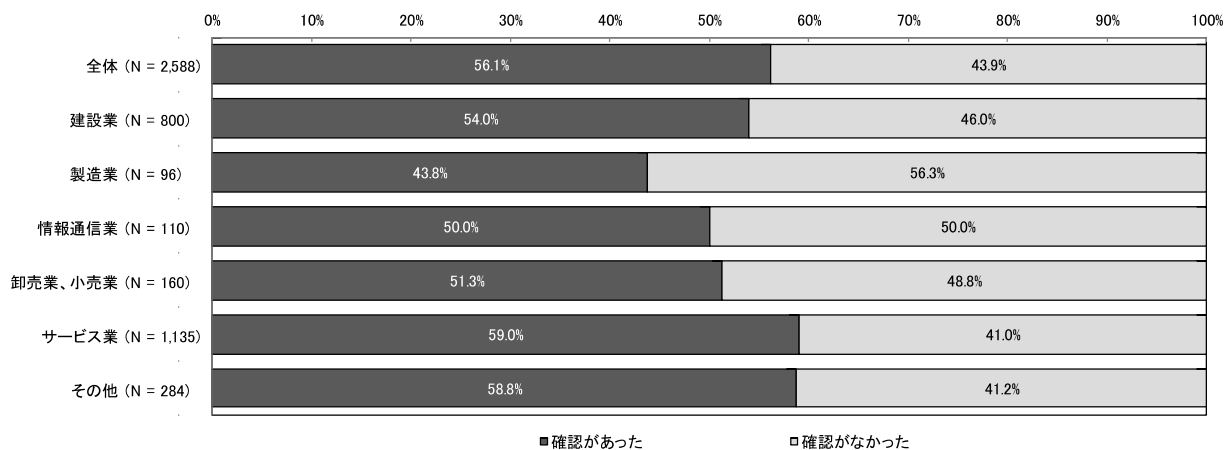
なお、「その他」の理由としては、「本契約以外の全体で賃上げ分を吸収できる」、「契約金額の差額よりも協議に要する費用の方が明らかに大きい」といった意見があった。



1-2. 都道府県の官公需契約の受注者に対するアンケート調査

問1. 調査対象の契約について、令和3年10月の最低賃金額の引き上げの決定を受けて、発注者である都道府県から契約金額の見直しが必要かどうかについての確認がありましたか。

「確認があった」が5割半ばを占めている。また、業種別に見ると、ほとんどの業種において「確認があった」が高くなっているが、「製造業」では「確認がなかった」が高くなっている。



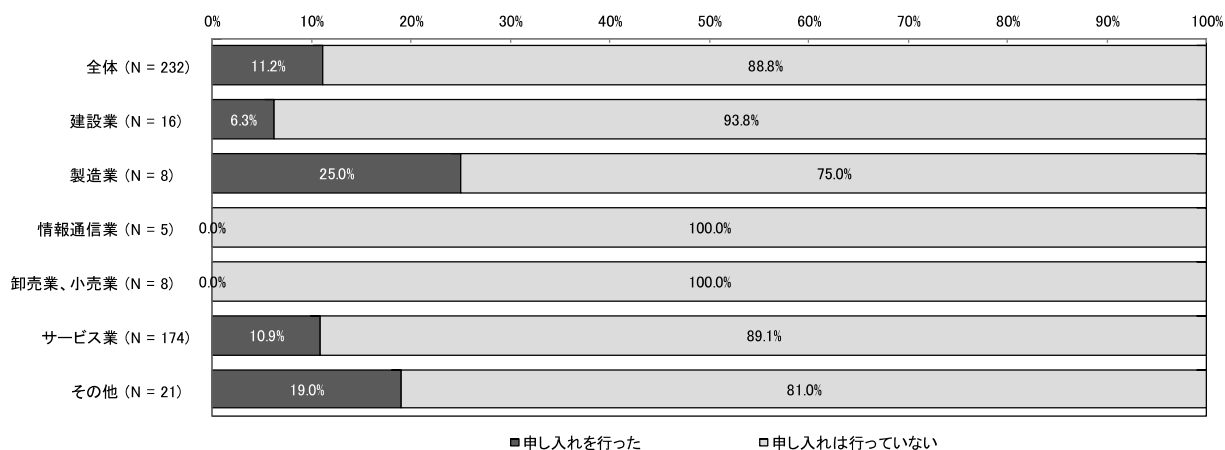
問2. 調査対象の契約について、都道府県との契約において従事する従業員等の中に、最低賃金又は最低賃金に近い金額で雇用している従業員等はいますか。

「いない」が9割以上を占めている。また、業種別に見ると、すべての業種において「いない」が高く、8~9割台となっている。「いる」では「サービス業」が他の業種に比べて高くなっている。



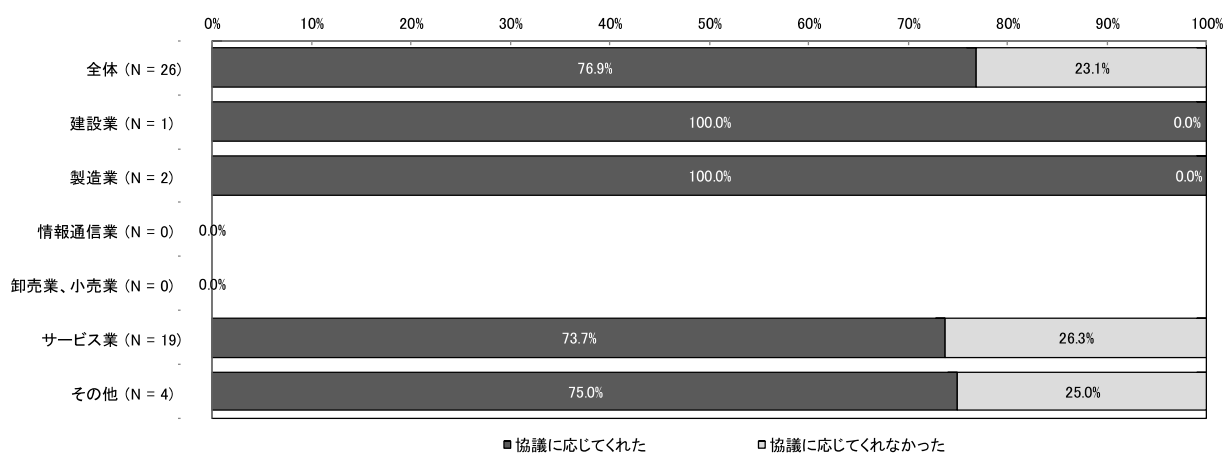
問3. 調査対象の契約について、都道府県に対し、契約金額の見直しの申し入れを行いましたか。

「申し入れは行ってない」が9割を占めている。また、業種別に見ると、すべての業種において「申し入れは行ってない」が7～9割台となっている。「申し入れを行った」では「製造業」が2割半ばと他の業種に比べて高くになっている。



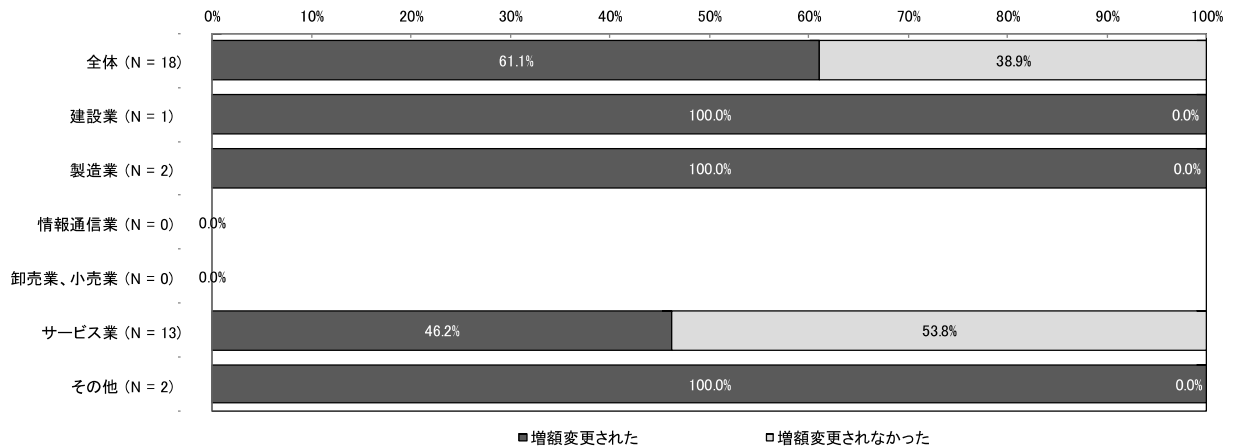
問4. 調査対象の契約について、貴社からの契約金額の見直しの申し入れに対し、都道府県は協議に応じてくれましたか。

「協議に応じてくれた」が7割半ばを占めている。また、業種別でも「サービス業」では、「協議に応じてくれた」が高く、7割半ばを占めている。他の業種については、サンプル数が少ないため、下図は参考とされたい。



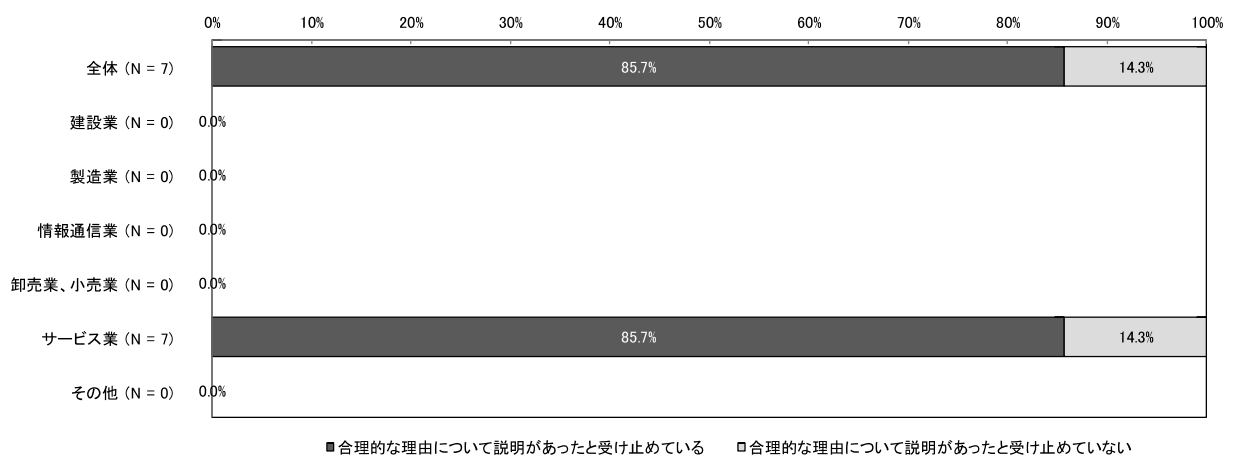
問5. 調査対象の契約について、価格見直しの協議の結果、契約金額は増額変更されましたか。

「増額変更された」が6割以上を占めている。また、業種別に見ると、「サービス業」では「増額変更された」と「増額変更されなかった」はほぼ半数であった。他の業種については、サンプル数が少ないため、下図は参考とされたい。



問6. 調査対象の契約について、契約金額を増額変更されなかったことに対し、都道府県から合理的な理由について説明があったと受け止めましたか。

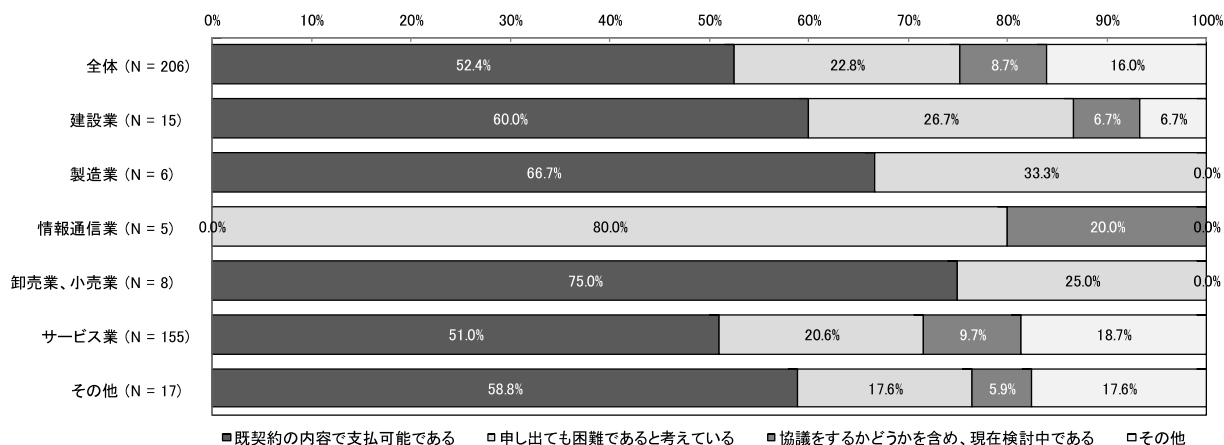
「合理的な理由について説明があったと受け止めている」が8割半ばを占めている。



問7. 調査対象の契約について、都道府県に対し、契約金額の変更の協議を申し出ない理由についてお答えください。

「既契約の内容で支払可能である」が5割以上を占めている。また、業種別に見ると、ほとんどの業種において「既契約の内容で支払可能である」が最も高くなっており、5～7割台となっている。

なお、「その他」の理由としては、「計算等資料作成が莫大なため困難であると考え申請していない」、「影響金額が少ないため」、「自助努力でなんとかしたい」、「次期入札において値上げを考えている」といった意見があった。



1-3. 官公需契約の受注者に対するヒアリング調査結果

条件① 発注者から契約金額の見直しが必要かの確認があり、契約金額見直しの申入れを行ったが、発注者が協議に応じなかったと回答した受注者。

(1) 最低賃金額の改定に伴う契約変更の申し出について国等からどのような形で確認があったか

- ✓ メールにて契約変更の申し出の確認があった。
- ✓ 電話連絡による口頭確認。

(2) 国等へ申入れを行った際の具体的な申入れの内容、やり取り

- ✓ メールにて契約内容の変更を申し出た後、必要書類を送付したが不備があったとのことで受領してもらえず、再提出の要請があった。しかし十分な時間が取れず、再提出は行わなかった。
- ✓ アンケートによる記載・返信のみ。

(3) 国等から協議に応じない旨の連絡の有無、応じない理由

- ✓ 提出資料の複雑さや作成時間が無かったことから必要資料の提出を行わなかったため、国等から連絡・説明が無かった。
- ✓ 当初から最低賃金額以上で契約していることから最低賃金額の改定に伴う契約変更には該当しないと返答があった。

(4) 国等から理由の開示がない場合、応じてもらえなかった理由について、考えられるもの

- ✓ 手続きに時間がかかり書類作成に至らなかったために協議の場にすら着けなかった。

(5) 協議に応じてもらえなかったことによる経営への影響

- ✓ 協議に応じてもらえなかったことが理由ではないが、当案件では単月赤字となっており業績に影響を及ぼしている。
- ✓ 最低賃金額の上昇に伴う契約変更が実施されなかったため、従業員の給与引き上げに繋がっていない。加えて、従業員1名の賃金が据え置きされたことを理由に離職し、欠員補充を目的とした採用活動費が必要となり、想定外の支出が発生している。

条件② 発注者から契約金額の見直しが必要かの確認があり契約金額見直しの申入れを行ったところ協議が行われ、結果として契約金額が増額変更となったと回答した受注者。

(1) 最低賃金額の改定に伴う契約変更の申し出について国等（または都道府県）からどのような形で確認があったか

- ✓ 人件費に対して当該契約金額が見合ったものか書面にて確認があった。
- ✓ 最低賃金アップ直後に契約変更について電話連絡があった。
- ✓ メールでの確認。
- ✓ 最低賃金改定の話聞いた気がするが、覚えていない。

(2) 国等（または都道府県）へ申入れを行った際の具体的な申入れの内容、やり取り

- ✓ 変更契約締結の依頼があり、試算表を提出し、承諾を得る。
- ✓ 確認書面に回答して増額に至った。なお、その内容については人件費に対して当該契約金額が見合ったものか確認するもので、当該法人の従業員の賃金を上げるために必要な計算書類等を添付したうえで今般契約増額に至った。
- ✓ 最低賃金額改定に伴う契約金額の修正が必要となる資料の提出を求められた。必要書類を提出後、検討・承認され、契約金額の修正などを行った。
- ✓ 入札時の積算内訳と最賃改定後の積算内訳の提示。
- ✓ 最低賃金改定の資料を作成し、直接担当者に持参して申し入れた。

(3) 契約変更に向けた協議に対してどの様な準備を行ったか

- ✓ 試験監督員の賃金を確認し、最低賃金と照会した。
- ✓ 送付された書類に回答するため、従業員の賃金を上げるために必要な計算書類等の準備をして提出した。
- ✓ 人件費など契約金額修正の書類を作成。
- ✓ 現状の賃金支払い状況の確認。
- ✓ 特に行っておらず、申し出たのみ。持参した資料は、最低賃金改定の記事（新聞や雑誌等）。

(4-1) 満足する増額幅で契約変更ができた要因 ※契約変更による増加幅に満足している

- ✓ 試算表通りの契約が出来たため。
- ✓ 書面でのやりとりであったため、希望する金額の協議が容易にできた。また、人件費等の計算書類の提示を求められ、それに基づいた金額決定のため納得して満足できた。
- ✓ 当社の状況も理解頂いたため、増額幅に関しては満足している。
- ✓ 申し出た後、トラブルも無く迅速に対応してくれたため。

(4-2) 増額幅に満足していない理由 ※契約変更による増加幅に満足していない

- ✓ 国の試算額では、時給の差額×作業の実働時間のみで算出しているため、社会保険・雇用保険・労働保険や会社経費等が考慮されていない。

条件③ 発注者から契約金額の見直しが必要かの確認があり、契約金額見直しの申入れを行ったところ協議は行われ、結果として契約金額は増額変更とはならなかったが、発注者から合理的な理由の説明があったと回答した受注者。

(1) 最低賃金額の改定に伴う契約変更の申し出について国等（または都道府県）からどの様な形で確認があったか

- ✓ 発注者から連絡が来る前に、こちら側から交渉の約束を取った。その交渉の中で、確認の必要がある事を承知している旨の発言が担当者からあった。
- ✓ 電話及びメールで確認があった。
- ✓ 書面にて事前対応についての案内が来た。
- ✓ あらかじめ委託料調査があり、委託料に見合った人件費の計上と経費計上がなされているかどうかについては、調査時に内訳のヒアリングがあり、場合によっては協議できることを伺っている。

(2) 国等（または都道府県）へ申入れを行った際の具体的な申入れの内容、やり取り

- ✓ 令和3年度国等の契約の基本方針を引用し、現場で働く清掃員を現に最低賃金で雇用している旨を伝え、交渉した。
- ✓ 一連の作業にはスタッフも当法人の利用者（作業員）も慣れてきており、時間短縮も可能となってきた。引き続き受託していきたいと考えているが、増額変更となった場合に、今後当事業を受託できなくなるのは避けたいと考えた。このため、当法人から増額を要請したことはなかった。
- ✓ 厳密には書面にて通知が来た為、増額を申請するにあたり、必要書類等の確認を実施したのみであり、具体的な申入れは行っていない。
- ✓ 特になし。次年度予算のために委託料調査に応じ、人件費の増額を加味しているため、想定外の経費増額にならない限り、申入れは行っていない。

(3) 国等（または都道府県）から説明された増額変更を行わない合理的な理由

- ✓ 予算が厳しく、増額変更には応じられない、との回答であった。競争入札の原理から、金額を変更することは「再度入札を行う」ことに繋がり、建物維持管理において不都合が生じることを懸念していた。
- ✓ 作業員は一定の障害のある方であり、決定された最低賃金で仕事に従事することは通常なく、当初の契約金額でも収益を確保できると判断したため、当法人から増額を要請したことはない。これについて発注元とは円滑・円満な話し合いがなされ、増額しないことで話がまとまった。
- ✓ 増額の申請に対する必要書類等を確認した段階で、用意に相応の時間を要するものが多く、対応した場合、通常業務に差し支えるとの代表の判断もあり、賃上げ分は必要経費と捉えるに至った。

(4) 国等（または都道府県）との協議において、貴社が懸念したことや意見しにくい場面について

- ✓ 国等の契約の基本方針は毎年発出されるが、交渉するにも説得力に欠ける印象がある。予算ありきでは、発注者側と受注者側が対等な立場で交渉出来ず、受注者の負担増大。競争入札において、適正な契約金額の確保が難しい。
- ✓ 特になし。これまで、国等からこのような形で事前に増額変更に応じる姿勢を示してくれる事や、協議の場を用意してくれる事も少なかった為、今回の対応には一定の評価が出来ると見ている。

(5) 増額変更とならなかったことによる経営への影響

- ✓ 支払い賃金上昇は管理費の圧縮に繋がり、経営努力の範疇を超えてきている事実がある。雇用調整助成金においても、申請の基準が定められており、申請が通らなかった。結果的に営業利益が減少となる予想である。
- ✓ 特になし。引き続き当事業を受託したいと考えている。
- ✓ 収益の低下を招いたが、必要経費と見ている為、許容範囲である。

令和3年度
最低賃金改定に伴う中小企業支援施策に関する調査事業
調査報告書

令和4年2月
株式会社東京商工リサーチ